

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和5年度 鶴ヶ島市)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	10	3,100	10	3,100	0	0
1	53	エチルベンゼン	10	4	342,100	7	0	0	342,100
1	80	キシレン	12	1	1,469,960	3	2,200	0	1,467,760
1	83	クメン	1	10	520	17	520	0	0
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	10	2,600	12	2,600	0	0
1	300	トルエン	11	3	3,194,000	1	18,000	0	3,176,000
1	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1	10	2,000,000	2	2,000,000	0	0
1	392	ヘキサン	10	4	1,079,000	5	0	0	1,079,000
1	400	ベンゼン	10	4	193,000	8	0	0	193,000
1	403	ベンゾフェノン	2	8	2,620	11	2,620	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	10	1,200	16	1,200	0	0
1	567	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	1	10	2,200	13	2,200	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	12	1	1,402,500	4	19,000	0	1,383,500
1	731	ヘプタン	10	4	401,400	6	0	0	401,400
2	306	二アクリル酸ヘキサメチレン	2	8	1,650	15	1,650	0	0
2	414	無水マレイン酸	1	10	1,900	14	1,900	0	0
2	791	ノナン	1	10	14,000	9	14,000	0	0
合計			—	—	10,111,750	—	2,068,990	0	8,042,760

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。